

## 第3期嘉手納町子ども・子育て支援事業計画策定業務 仕様書

### 1. 業務名

第3期嘉手納町子ども・子育て支援事業計画策定業務（以下「本業務」という。）

### 2. 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。

### 3. 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「第3期嘉手納町子ども・子育て支援事業計画」（以下「事業計画」という）を策定するにあたり、嘉手納町（以下「町」という。）が実施した「嘉手納町子ども・子育て支援事業計画策定基礎調査」（以下「基礎調査」という）の結果をもとに、事業量の推計及び目標量の設計等を行うとともに、事業計画の策定支援、会議の運営支援、策定にかかる全般的な支援により第3期嘉手納町子ども・子育て支援事業計画書を作成することを目的とする。

### 4. 業務内容

- (1) 第2期嘉手納町子ども・子育て支援事業計画の検証
- (2) 基礎資料・データの収集整理及び分析
- (3) 子ども・子育て会議の支援
- (4) 事業量の推計及び目標値の設定
- (5) 計画書の作成
- (6) パブリックコメントの実施支援

### 5. 委託の内容

#### (1) 第2期計画の検証

第2期嘉手納町子ども・子育て支援事業計画の進捗、事業実績等の分析・評価を行い、課題の整理を行うこと。また、国が示す計画策定に関する関連法令や基本方針、沖縄県や先進自治体等の動向を把握するとともに、調査項目の精査・検討に必要な情報収集及び整理分析を行うこと。

#### (2) 基礎資料・データの収集整理及び分析

基礎調査の結果のほか、国が示す計画策定に関する関連法令や基本方針、沖縄県や他の自治体等の動向などを踏まえ、本町における児童福祉分野全般にわたり、課題や問題点の分析を行うこと。

ア 統計的把握

イ 上位計画及び関連計画の動向

ウ 国・沖縄県の計画との整合性の確認、他自治体の動向

エ 町の施策の実態把握

オ 基礎調査結果を踏まえた計画課題の抽出

### (3) 子ども・子育て会議の支援

子ども・子育て会議への支援を行うとともに、会議の支援にあたっては資料等の説明を行うこと。なお、会議は年3回程度を想定している。

ア 会議用資料の作成及びデータ納品

イ 会議録の作成

### (4) 事業量の推計及び目標値の設定

基礎調査から推計した各種事業の需要量の見込みに、本町の子育てサービスの提供状況や見込み量、子育て施策に関する意向及び、子ども・子育て会議の審議経過などを加味し、計画における各種事業の目標量を設定すること。

### (5) 計画書の作成

国の基本指針や沖縄県の計画をはじめ、各種調査結果等及び関係法令の改正や町の状況を踏まえ、課題や問題点等を分析し、町の実情に即した計画案を作成すること。

ア 課題の総括と基本方針の検討

イ 計画素案の作成・検討

ウ 子ども・子育て支援事業計画の見直し

エ 計画書の最終とりまとめ、概要版作成

### (6) パブリックコメントの実施支援

計画を策定する過程において、町民から多様な意見を広く募集し、提出された意見に対する対応策の助言等の支援を行うこと。

### (7) 法律や制度などの動向に関する情報提供

子ども・子育て分野に関する法律改正、制度変更はめまぐるしく動いており、事業計画を策定するにあたり、法律や制度の動向を常に把握し、事業計画への記載事項等を検討していく必要がある。本業務の期間内において、法律改正や制度変更の情報をとりまとめ、随時情報提供すること。

### (8) 打合せ

委託業務終了までのスケジュール作成及び進捗管理及び業務進行に関して、町と綿密に打合せを行うこと。

## 6. その他

(1) 本業務で知り得た情報等は、すべて町に帰属するものとし、受託者は町の承諾なしに本業務以外で使用してはならない。

(2) 本業務で知り得た情報等は、第三者に対し漏洩してはならない。また、受託者の責により秘密が漏洩し、第三者又は町が損害を受けた場合は、受託者はその損害に対し賠償の責を負う。なお、この守秘義務は契約終了後も継続する。

(3) 本業務中に第三者に与えた損害等は、すべて受託者の負担とする。また、業務完了後に過失に起因する不良個所が発見された場合は、町の認める修正及びその他必要な作業を受託者

の負担で行うものとする。

- (4) 本仕様書に明示していない事項について、本業務実施中に疑義が生じた場合は、必要に応じて町と十分協議を行い、本業務に支障の無いように努めること。
- (5) 本業務の成果品に係る著作権・著作権等の権利は、町に帰属するものとする。
- (6) この仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

## 7. 成果品

- (1) 第3期嘉手納町子ども・子育て支援事業計画書：A4判120頁程度、50部
- (2) 上記のデータファイル（PDF及び編集可能な電子媒体の両方）
- (3) その他会議及び打合せ資料等関係資料一式